



島根県報

平成29年6月16日（金）

第2,912号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中 小 企 業 課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の退任の届出 (農 村 整 備 課) 2

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水 産 課) 2

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 3

建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任 (建 築 住 宅 課) 4

【選管公表】

政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（5件） 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第37号）

1 規則の概要

貸付金の融資利率を改めることとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第37号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年島根県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表1の項利率（年利）の欄、3の項利率（年利）の欄及び13の項利率（年利）の欄中「0.50パーセント」を「0.45パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

告 示**島根県告示第343号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 6 月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

矢野 正紀 松江市西津田四丁目4番48号

島根県告示第344号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成25年島根県告示第429号による保険に付すべき義務は、平成29年 6 月 3 日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成29年6月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

温泉津町加入区

浜田市加入区

益田市加入区

島根県告示第345号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年6月16日

島根県知事 溝口 善兵衛

1(1) 区域の名称 小国郷

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から61号までを順次に結んだ線及び標柱1号と61号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市金城町小国イ805番3	1号
〃 イ805番2	2号から4号まで
〃 イ804番	5号、6号及び49号から54号まで
〃 イ162番内1	7号、45号及び46号
〃 イ160番4	8号から16号まで及び39号から44号まで
〃 イ160番5	17号
〃 イ160番6	18号
〃 イ802番2	19号から22号まで
〃 イ802番3	23号から27号まで及び30号
〃 イ145番1	28号、29号及び31号
〃 イ145番2	32号
〃 イ147番1地先里道	33号及び34号
〃 イ147番1	35号
〃 イ147番2	36号
〃 イ160番3	37号
〃 イ160番1	38号
〃 イ173番	47号及び48号
〃 イ175番	55号
〃 イ174番1	56号
〃 イ176番	57号から59号まで
〃 イ177番3	60号及び61号

2(1) 区域の名称 城東C

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から12号までを順次に結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
飯石郡飯南町長谷506番 1	1号、2号及び4号
〃 503番 2	3号
〃 1074番 3	5号及び6号
〃 495番 2 地先道路敷	7号
〃 497番	8号及び9号
〃 517番 1	10号及び11号
〃 516番 2	12号

島根県告示第346号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成29年 6 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名称及び住所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務	構造計算適合性判定の業務の開始の日
株式会社国際確認検査センター 大阪府大阪市中央区北浜三丁目7番12号	島根県 全域	東京都中央区京橋二丁目8番2号	構造計算適合性判定を必要とする、床面積が2,000平方メートルを超える建築物の判定	平成29年6月1日

選 挙 管 理 委 員 会 公 表

島根県選挙管理委員会公表第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県出雲市第二支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成24年島根県選挙管理委員会公表第1号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 6 月 16 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の表自由民主党島根県出雲市第二支部の項中「9,943,065」を「12,423,359」に、「9,811,295」を「12,291,589」に、「9,513,300」を「11,993,594」に、「9,138,000」を「11,618,294」に、「9,311,295」を「11,791,589」に、

「

0	4,243,925
---	-----------

」を「

2,480,294	6,724,219
-----------	-----------

」に改める。

[政党] の別表1中

「

イマックス(株)	1,200,000	出雲市
----------	-----------	-----

」を

」
「

イマックス(株)	3,680,294	出雲市
----------	-----------	-----

に改める。
」

島根県選挙管理委員会公表第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県出雲市第二支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成25年島根県選挙管理委員会公表第3号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 6 月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の表自由民主党島根県出雲市第二支部の項中「9,733,765」を「12,265,902」に、「9,304,000」を「11,836,137」に、「9,327,130」を「11,859,267」に、「8,804,000」を「11,336,137」に、

「

0	3,711,900
---	-----------

を

2,532,137	6,244,037
-----------	-----------

に改める。
」

[政党] の別表1中

「

イマックス(株)	1,200,000	出雲市
----------	-----------	-----

を
」

「

イマックス(株)	3,732,137	出雲市
----------	-----------	-----

に改める。
」

島根県選挙管理委員会公表第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県出雲市第二支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成26年島根県選挙管理委員会公表第1号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 6 月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の表自由民主党島根県出雲市第二支部の項中「9,264,635」を「11,880,934」に、「8,858,000」を「11,474,299」に、「8,818,518」を「11,434,817」に、「8,608,000」を「11,224,299」に、

「

0	3,740,700
---	-----------

を

2,616,299	6,356,999
-----------	-----------

に改める。
」

[政党] の別表1中

「

イマックス(株)	1,200,000	出雲市
----------	-----------	-----

を
」

」
「

イマックス(株)	3,816,299	出雲市
----------	-----------	-----

に改める。
」

島根県選挙管理委員会公表第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県出雲市第二支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成27年島根県選挙管理委員会公表第4号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 6 月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の表自由民主党島根県出雲市第二支部の項中「9,314,117」を「12,144,571」に、「8,868,000」を「11,698,454」に、「7,919,793」を「10,750,247」に、「8,568,000」を「11,398,454」に、

「

0	4,229,500
---	-----------

を

2,830,454	7,059,954
-----------	-----------

に改める。
」

[政党] の別表1中

「

イマックス(株)	1,200,000	出雲市
----------	-----------	-----

を
」

「

イマックス(株)	4,030,454	出雲市
----------	-----------	-----

に改める。
」

島根県選挙管理委員会公表第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県出雲市第二支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定により政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成28年島根県選挙管理委員会公表第1号）の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 6 月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の表自由民主党島根県出雲市第二支部の項中「10,680,324」を「13,548,445」に、「9,286,000」を「12,154,121」に、「9,603,336」を「12,471,457」に、「8,478,000」を「11,346,121」に、

「

0	4,757,050
---	-----------

を

2,868,121	7,625,171
-----------	-----------

に改める。
」

[政党] の別表1中

「

イマックス(株)	1,200,000	出雲市
----------	-----------	-----

を
」

」

「

イマックス(株)	4,068,121	出雲市
----------	-----------	-----

に改める。

」